

be&co

契約約款

PMコース

経済産業大臣許可互第5006号 前払式特定取引業

株式会社 ベルコ

冠婚・葬祭

大阪府池田市空港1-12-10 TEL.(06)6850-2290

北 見 支 社 / 北 見 市 南 仲 町 2 - 5 - 3 1 TEL.(0157)25-4312
釧 路 支 社 / 釧 路 市 白 金 町 2 0 - 4 TEL.(0154)25-7341
旭 川 支 社 / 旭 川 市 神 楽 2 条 1 0 丁 目 2 - 8 TEL.(0166)62-1200
札 幌 支 社 / 札幌市白石区菊水6条3-3-22 TEL.(011)842-1200
東 札 幌 支 社 / 札幌市白石区菊水6条3-3-22 TEL.(011)824-8000
苦 小 牧 支 社 / 苦 小 牧 市 木 場 町 1 - 1 - 2 TEL.(0144)32-4634
室 蘭 支 社 / 室 蘭 市 宮 の 森 町 3 - 1 6 - 6 2 TEL.(0143)43-8880
帯 広 支 社 / 帯 広 市 西 1 8 条 南 1 - 2 TEL.(0155)58-1200
(株)マリアージュインベルコ / 滝 川 市 大 町 4 - 7 - 3 8 TEL.(0125)22-4375
(滝 川 支 社)
(株)マリアージュインベルコ千歳支店 / 千 歳 市 北 信 濃 8 7 1 - 1 9 TEL.(0123)22-2841
(千 歳 支 社)
小 樽 支 社 / 小 樽 市 花 園 4 丁 目 8 番 1 号 TEL.(0134)25-5100

株式会社 ベルコ 契約約款

(2019年10月1日より適用)

加入されたい方は、この約款の内容をよく読んでお申込みください。

株式会社ベルコ(以下「ベルコ」という。)と、ベルコ加入者(以下「加入者」という。)とは、下記に定めるところにより、ベルコ契約(以下「契約」という。)を締結します。

第1条(契約の目的)

この契約は、加入者が将来行う冠婚葬祭に備え、所定の月掛金を前払いして支払うことにより、加入者は、冠婚葬祭に係る役務サービス等の提供を受ける権利を取得し、ベルコは、加入者の請求により、冠婚葬祭に係る役務サービス等を提供する義務を負うことを目的とします。

なお、この契約は、冠婚葬祭に係る役務サービス等の提供を目的としたものであり、銀行、信託等の金融機関への預金と異なり、お預かりする月掛金に利息は発生しません。

第2条(目的の範囲)

目的の範囲を、次のとおりとします。

1. 婚礼(結婚披露を含む)のための施設の提供、衣裳の貸与その他のサービスの提供及びこれに付随する物品の給付並びにその取次ぎ。
2. 葬儀(告別式を含む)のための施設の提供、祭壇の貸与その他のサービスの提供及びこれに付随する物品の給付並びにその取次ぎ。

第3条(加入の申込み、加入者証(会員証)の発行、約款の交付・再交付)

1. ベルコに加入されたい方は、ベルコの定めるところにより、申込書に必要事項を記入し、記名押印のうえ、一回以上の月掛金に相当する予約金を添えてお申込みになれば加入できます。
申込みの際、ベルコは、約款を説明の上、書面にてお渡しします。
約款は、提供する役務サービス等の内容や取引条件が記載されたものですので、大切に保管してください。
2. ベルコは、本条第1項の加入申込書により所定の手続きを行い、速やかにベルコの加入者であることを証する「加入者証(会員証)」を加入申込者にお渡します。加入者証(会員証)は、役務サービス等の提供を受ける際に必要ですので、それまで大切に保管してください。なお、所定の手続き終了時において本条第1項の予約金は、月掛金に充当します。
3. ベルコは、本条第1項にかかわらず、加入の申込者又は代理若しくは媒介する者(以下「加入者等」という。)が、以下に掲げる反社会的勢力に該当する場合は、加入できません。
なお、以下の(2)から(6)は警察庁の組織犯罪対策要綱の定義に従います。
(1)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)(2)暴力団関係企業、暴力団準構成員(3)総会屋等
(4)社会運動標ぼうゴロ(5)政治活動標ぼうゴロ(6)特殊知能暴力集団等(7)その他前各号に準ずる団体又は個人
4. ベルコは、本条第1項にかかわらず、加入者等が本条第3項に掲げる反社会的勢力に該当する事実が認められた場合には、催告なく、この契約を解除します。
5. 本約款を紛失等されたときには、加入者からその旨の申し出があれば、速やかに再交付します。
なお、再交付の手数料として1通につき550円(消費税込)を申し受けます。

第4条(ベルコの責任開始時期)

1. ベルコは契約のお申込みを受けて、第1回月掛金を受領した時から契約上の責任を負います。
2. 本条第1項の規定によるベルコの責任開始時の暦日を加入日とします。

第5条(契約金額、月掛金の額、支払方法等)

1. 契約金額、月掛金の額、支払方法及び支払時期等は、次のとおりとし、契約金額完納前に施行が行われる場合は、利用時に月掛金の残額を一括して払込みいただきます。

コース	契約金額	月掛金の額	月掛金の回数及び期間	支払方法	支払時期
PMコース	192,000円	毎月3,000円	64回・64か月	集金・持参 送金・口座振替	毎月 指定期日

2. 但し、施行時に消費税相当額をお預かりいたします。消費税相当額を含む支払総額は、PMコース192,000円は211,200円となります。
3. 第2回目以降の月掛金の払込みについては毎月加入申込書に記載した支払方法(銀行、農協等での口座自動振替)に従っていただくことになります。
4. 口座振替の時期は、金融機関により毎月27日となっておりますので、前日までに残高をご確認のうえご用意願います。

尚、口座振替日が金融機関の定休日、特別休日となる場合は、その翌営業日に振替えることになります。
払込み方法が集金である場合でもお留守等により集金ができにくい場合には、ベルコの本店又はベルコの指定した場所に持参又は送金していただくことになります。

第6条(役務サービス等の内容)

PM基本契約金額に対して提供する役務サービスは、別表1男子冠婚の部、別表2女子冠婚の部、別表3葬祭の部に掲げるとおりとし、冠婚葬祭のうち、いずれか1回限り提供します。

第7条(役務サービス等の提供)

1. ベルコは、この約款に基づく契約が成立しつつ加入者が契約金額を完納した場合に限り加入者から請求があり次第、打ち合わせを行い、打ち合わせにおいて取り決めた日に、この契約に従って役務サービスを提供します。なお契約金額完納前の加入者につきましては、契約金額の残額を一括払いしていただいた場合に、前記の通り役務サービスを提供します。
2. 契約の成立の日から180日(6ヶ月)を経過していない加入者または6回以上の月掛金をお支払いいただいている加入者から利用を希望されるときは、1口に付き早期利用費13,200円(消費税込)をお支払いいただければ、加入者から請求があり次第、打ち合わせを行い、打ち合わせにおいて取り決めた日にこの契約に従って、第6条の役務サービスを提供いたします。
なお、成立の日から180日(6ヶ月)を経過し、なおかつ6回以上の月掛金をお支払いいただいている場合は、早期利用費をお支払いいただく必要はありません。
3. 利用権は、加入者の承諾により、あらかじめ登録されている同居の家族内で利用(又は行使)できます。なお、登録された家族のご利用に際しては、加入者からの請求が必要となります。
4. 加入者が役務サービス等の提供を請求する場合、加入者証(会員証)をご提出いただきます。その際本人確認書類のご提示をいただく場合があります。また、お亡くなりになった加入者のための葬儀に係わる役務サービス等については、喪主又は喪主に準ずる方からの加入者証(会員証)のご提出があった場合に、提供します。この場合、加入者からの請求を受けて役務サービス等の提供を行ったものとみなします。
5. 契約時からの年数が経過し、契約した役務サービス等の貸与・物品の提供ができない場合には、施行時の役務サービス等の中から契約時の品目の物品と実質的に同等な物品を代替して提供するものとします。但し、加入者の都合により契約額に満たない施行をされる方についてはその差額をお返しすることはできません。
契約したコース以外の役務サービス等をご利用される場合は、第8条により、提供します。
6. 次に掲げる場合において無条件にて、第3条及び本条のお申込みを不受理又はお申込みを拒否するか、既に挙式、ご婚礼披露宴、通夜式・葬儀式、法要等の施行契約が成立している場合には施行契約を解除し、直ちに挙式、ご婚礼披露宴、通夜式・葬儀式、法要等の施行を中止させていただきます。この場合、ベルコが施行契約遂行のために要した費用として受領した料金及び施行契約に係る料金を返納せず、また、申込者はいかなる損害請求もベルコに対して行うことはできません。
(1)加入者等及びお客様(本条第3項により利用する加入者の家族、本条第4項の喪主又は喪主に準ずる者を含む)
が暴力団、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力であるとベルコが認めるとき。
(2)ご利用施設で別途定める「ご婚礼披露宴規約」、「御葬儀式・法要規約」、「施設利用規定」等について合意を得られないとき。

第8条(契約以外の役務サービス等の提供及び費用の決定時期)

加入者が、都合により「加入されたコースの役務内容の対象となっていない役務サービス等の提供又はこの契約の対象となっていてもグレードの高い内容の役務サービス等の提供」又は「加入されたコースよりランクが上のコースの役務サービス等の提供」を希望されることにより、契約金額以外に費用が発生する場合には、ベルコはその費用の決定について、役務サービス等の提供に先立ちあらかじめ必要な内容を説明し、加入者に了解を得ることとします。
但し、その費用については、加入者にご負担していただきます。

第9条(契約種別の変更)

加入者は、契約種別の変更を請求することができます。

なお、契約種別の変更には、1件に付き550円(消費税込)の手数料を申し受けます。

第10条(領収書の発行)

1. 月掛金のお支払いの都度、ベルコは所定の領収書を発行します。但し、銀行振込又は郵便振替の場合には、その受領書をもって、また、銀行口座振替の場合は、通帳への記載をもって領収書に代えさせていただきます。
但し、別途に月掛金の支払いをされた場合は、その都度ベルコは所定の領収書を発行いたします。
2. ベルコホームページより、ベルコが提供するインターネットによる「オンライン入会」申込みの手続きを利用し、加入手続きを完了された方は、当該申し込みをされたコースの支払方法については第5条第1項の支払方法の他にクレジットカードによる支払いを同インターネットからお選びいただけます。但し、クレジットカードによる支払いの場合には、ご契約のクレジットカード会社が発行する利用明細書の記載を以て領収書に代えさせていただきます。

第11条(契約の利用権)

契約は、その目的の施行に対し、一契約に付き一施行の利用権があります。

第12条(加入者の名義変更)

1. 加入者のお申し出による名義変更

加入者のお申し出による名義変更(利用権、解約返戻金請求権を含みます。)については、あらかじめベルコの承諾を得てベルコ営業地域内に居住する方に名義書き換えのうえ、変更することができます。手続の際には、加入者証(会員証)及び加入者、譲受人双方の印鑑(加入者は印鑑証明書とその登録印)が必要です。なお、名義変更が加入者の意思によることを確認するため、加入者の本人確認書類が必要となる場合があります。

2. 相続による名義変更

相続による名義変更については、加入者証(会員証)及び相続人を確認するための書類(戸籍謄本、遺言書、遺産分割協議書およびその他相続人全員の同意書など)をご提出いただくとともに、相続発生の事実を確認するための書類(除籍謄本)をご提示いただくことにより可能です。なお、相続人が解約を申し入れる場合も、(事前に)名義変更手続を行っていただく必要があります。

3. 本条第1項及び第2項の場合、名義変更手数料として加入者証(会員証)1枚に付き550円(消費税込)を申し受けます。

第13条(冠婚葬祭施行にともなう貸出品の破損の取扱い)

冠婚葬祭施行にともない、加入者又は指定された利用者に貸出しを行った物品で、貸出期間中に故意、過失その他によって生じた損害については、加入者又は指定利用権者が実費によりその賠償の支払義務を負うものとします。

第14条(前受金終了後の取扱い、割増施行サービス)

1. ベルコは、加入者が月掛金の支払いを終了した場合には、郵送等の方法により終了したことを通知します。なお、月掛金の支払終了後も、この契約の定める役務サービス等の提供を受けるまで利用する権利は保存されます。
2. 加入者が月掛金を完納し振込期間が満了した後にこの約款に定める役務の提供を受ける場合は、ベルコはその役務を提供するほか、満期満額後3年間は、契約金額に対し満1年に付き6%の割合で(単利)計算した金額相当額を限度として、別掲の割増施行レンタルサービスをそれぞれ提供します。なお、満期満額後4年目からは割増施行レンタルサービスの提供を受けることはできません。

ベルコ又は加入者の都合で提供できない場合は、他の同等商品を貸出提供いたします。

第15条(加入者証(会員証)の再発行)

1. 加入者証(会員証)を盗難その他によって紛失したり著しく汚損又は破損した場合、加入者からその旨のお申し出により所定の手続きを行い再交付いたします。手続きには加入者本人からのお申し出であることを証明するためにご加入時に登録された印鑑(加入申込書に押印した印鑑)か、又は印鑑証明書とその登録印が必要になります。
2. 再交付の際には手数料として加入者証(会員証)1枚に付き550円(消費税込)を申し受けます。また、再交付後は旧加入者証(旧会員証)は無効とします。

第16条(営業保証金等の前受金保全措置)

ベルコは、割賦販売法により毎年3月31日及び9月30日基準日までに加入者からお預かりした月掛金残高の1/2に相当する額について、前受金保全措置を講じる事が義務付けられており、次の機関と営業保証金及び前受業務保証金の供託並びに前受業務保証金の供託委託契約を締結し保全をしています。

営業保証金供託先／ 大阪法務局 本局 大阪市中央区谷町2丁目1番17号

前受業務保証金供託先及び供託委託契約受託者／

大阪法務局 本局 大阪市中央区谷町2丁目1番17号

互助会保証株式会社 東京都港区西新橋1丁目18番12号 COMS虎ノ門

日本割賦保証株式会社 東京都港区虎ノ門1丁目13番3号 虎ノ門東洋共同ビル

株式会社三菱UFJ銀行 東京都千代田区丸の内二丁目7-1

株式会社三井住友銀行 東京都千代田区丸の内一丁目1-2

株式会社みずほ銀行 東京都千代田区大手町一丁目5-5

但し、上記の機関については、ベルコの都合により変更する場合がありますので、ご確認に際しては、ベルコの相談窓口に直接お問合せください。

第17条(加入者の権利保護)

ベルコが割賦販売法第27条(前受金保全措置を講じなかったとき、契約締結の禁止命令を受けたとき、許可を取り消されたとき、営業を廃止したとき、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあったとき、支払いを停止したとき)に該当することとなった場合は、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会に設置された「互助会加入者実施支援機構」に加盟している他の互助会に移籍されて移籍先互助会の約款に従って役務サービス等の提供を受けることができます。

又は、加入者が他の互助会に移籍をされない場合には、月掛金残高について第16条による営業保証金及び前受業務保証金から弁済を受けることもできます。

第18条(契約の解除)

- 加入者が、その都合により、第21条に定める保留届を提出せずに月掛金を所定の時期に支払わず、中断した場合には、中断してから5年を経過すると、ベルコは、この契約を以下の通り解除することができます。
(1)加入者が支払いを中断してから5年を経過後、ベルコが、20日以上の期間を定めてその支払いを書面で催告してもなお、加入者が支払わないときは、当該期間満了日の翌日をもってこの契約を解除します。

(2) (1)により契約を解除した場合は、ベルコは解約返戻金の振込口座を確認のうえ、月掛金残高から所定の手数料を差し引いた本条第3項の返戻金表記載の金額を解約返戻金として、確認が取れた口座に契約解除の日から45日以内に振り込みます。

口座の確認に際しご回答が無い等で、口座の確認が取れない場合には、解約返戻金はベルコにて預かります。

- 加入者の解約返戻金を請求する権利は、契約の解除から5年間請求がない場合には消滅します。

- この契約は、加入者の申し出により解約することができます。解約とは、契約期間中の契約解除を言い、解約の申し出があった日とは、本条第4項の書類の提出があった日を言います。

この場合ベルコは、月掛金残高から所定の手数料を差し引いた本条第3項の返戻金表記載の金額を解約返戻金として、解約の申し出のあった日から45日以内に、原則として加入者が月掛金を支払うために指定した最新引き落とし口座(月掛金を現金にて支払いした場合等は加入者本人の口座)に振り込みます。

なお、生活保護法に基づく生活保護を受けられることになった場合の解約については、証明書が必要になります。

この場合、月掛金残高全額を加入者本人の口座に振り込みお返しします。

- 返戻金表

PMコース返戻金表

種別	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回以降	～	終了後 (64回)
① 月掛金残高	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円	18,000円	21,000円	24,000円	8回月掛金残高+ 1回毎に3,000円加算	～	192,000円
② 所定手数料	10,000円	10,075円	10,150円	10,225円	10,300円	10,375円	10,450円	10,525円	8回手数料+ 1回毎に75円加算	～	14,725円
③ PMコース返戻金 3,000円×64回 (①-②=③)	0円	0円	0円	1,775円	4,700円	7,625円	10,550円	13,475円	8回返戻金+ 1回毎に2,925円加算	～	177,275円

- 解約手続きは、ご本人の確認のため、原則として各支社管理室で行います。

(1)必要書類は、自署による解約申込書、加入者証(会員証)、また原則として本人の印鑑(加入申込書に押印した印鑑)又は月掛金の引き落とし口座のお届け印が必要です。

(2)本人を確認させていただくため、原則として次の物のうち、いずれか一つが必要です。

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、パスポート等。

第19条(解約返戻金の代理請求など)

加入者本人以外からの契約解除の申し出は、加入者本人の意思を確認させていただく場合があります。その際確認のために委任状(印鑑証明書登録印の捺印)、印鑑証明書など必要書類を提出していただく場合があります。

加入者本人が死亡した場合の相続人または法定相続人からの解約申し出については第18条の規定を準用のうえ、契約解除の手続きができるものとします。その際第12条第2項により、事前に名義変更を行っていただく必要があります。

第20条(損害賠償の額)

加入者は、互助会事業の廃止等ベルコの責に帰すべき事由により、契約の目的を達することができなくなったときは、この契約を解約することができます。

この場合、ベルコは加入者の月掛金残高に法定利率(単利)を乗じた金額を加え、遅滞なく加入者に金銭でお支払いします。

第21条(保留の取扱い)

- ベルコに予め申し出て承諾を得た加入者については、当該加入者の都合によりやむを得ず月掛金の支払いを中断した後も、契約の効力を継続(保留)させることができます。但し、次の条件を満たされた場合に限ります。

(1)契約が成立した日から180日(6ヶ月)以上経過し、月掛金を6回以上お支払いいただいている場合。

(2)保留期間の始期から5年を経過後に、加入者が役務サービス等の提供を受ける場合は、役務サービス等の提供を希望された時(施行時)にベルコが募集する契約コースの約款に、従っていただくことになります。

なお、契約を締結いただいた役務サービス等の内容と、保留期間の始期から5年を経過後に提供する役務サービス等の内容は、異なることがあります。

(3)保留期間は最長10年とし、保留期間の始期はベルコが保留についての承諾をした日とします。なお、保留期間が経過した場合、保留期間が経過する前に加入者が105歳以上に達した場合、ベルコは加入者に対し「契約失効予告通知書」を送付する場合があり、同通知に対し保留を解除する旨の回答及び支払いの再開がなされない場合、又は生存の回答若しくは加入者遺族からの相続による名義変更の申し出がなされない場合には、同通知の到着後60日経過後に契約は失効します。

- 契約が失効した場合には、加入者は月掛金残高から所定の手数料を差し引いた解約返戻金をベルコに請求することができます。なお、解約返戻金を請求する権利は、その事由が生じたときから、5年間請求がない場合には消滅します。
2. 保留の解除は、加入者が復活届を提出し、支払いを再開した月からとなります。なお、復活届と同時に口座振替依頼書等の提出が必要となります。

第22条(住所変更等の届出)

- 加入者が、住所、その他連絡先を変更された場合には、速やかにベルコまで届出てください。
なお、この届出を怠った場合には、ベルコが知った最終の住所又は居所あてに発した通知は、通常到達するために要する期間を経過したときに加入者に到達したものとみなします。
また、連絡先等が変更となり、ベルコに届出がない場合には、役務サービス等の提供が受けられない場合もありますのでご注意ください。
- 契約金額を完納されている105歳以上の加入者が本条第1項に定める住所変更等の届出を怠ったためにベルコからの連絡が不能となっている場合、ベルコは加入者に対し「契約失効予告通知書」を送付する場合があります。この場合、同通知は本条第1項により加入者に到達したものとみなされますが、加入者からの生存の回答又は加入者遺族からの相続による名義変更の申し出がなされない場合には、同通知のみなし到達日から60日経過後に契約は失効します。

第23条(移籍)

- 加入者が、ベルコの営業地域外に転居された場合、その転居地を営業区域とする他の互助会が存在し、かつ、その互助会が移籍加入を引き受ける場合に限り、加入者の希望により、次の条件を満たされた場合に限り、移籍の手続きをします。
 - (1) ベルコに月掛金をPMコース12回分以上払込まれている場合。(PMコース12回未満のときは不足分をベルコに一括して払込みいただければ可能です。)
 - (2) 但し、移籍後は、移籍先互助会の約款に従っていただくこととなります。
なお、ベルコが提供する役務サービス等の内容と移籍先互助会が提供する役務サービス等の内容は異なることがあります。
 - (3) 加入者保護のため、「互助会加入者施行支援機構」に加盟している他の互助会が、加入者が当初加入した互助会の契約上の権利・義務を承継し、役務サービス等提供を行う場合があります。この場合、移籍先互助会の約款に従っていただくこととなります。
なお、ベルコが提供する役務サービス等の内容と移籍先互助会が提供する役務サービス等の内容は異なることがあります。
- 加入者が、営業地域外に転居された場合又は限定地域外で役務サービスの提供を希望される場合、その転居地又は役務サービスの提供を希望される地域を営業区域とするベルコが存在し、かつ、加入者の希望により、次の条件を満たされた場合に限り、役務サービスを提供します。
 - (1) 加入者が役務サービス等の提供を請求する場合、加入者証(会員証)をご提出いただきます。
 - (2) 転居地を営業区域とするベルコの約款又は役務サービスの提供を希望される地域のベルコの約款に従っていただくこととなります。なお、契約を締結いただいた営業区域とするベルコが提供する役務サービス等の内容と転居地を営業区域とするベルコが提供する役務サービス等の内容又は限定地域を営業区域とするベルコが提供する役務サービス等の内容は異なることがあります。

第24条(営業地域)

ベルコが役務サービス等の提供を行う地域は下記地域とします。

北見支社／冠婚施行地域—北見市 網走市 紋別市 網走郡(美幌町・津別町・大空町) 常呂郡(置戸町・訓子府町・佐呂間町) 斜里郡(斜里町・清里町・小清水町) 紋別郡(遠軽町・雄武町・興部町・西興部村・滝上町・湧別町) 足寄郡(陸別町)

葬祭施行地域—北見市 網走市 網走郡(美幌町・津別町・大空町) 常呂郡(置戸町・訓子府町・佐呂間町)
斜里郡(斜里町・清里町・小清水町) 紋別郡(遠軽町・湧別町) 足寄郡(陸別町)

釧路支社／冠婚施行地域—釧路市 根室市 阿寒郡 厚岸郡 川上郡 釧路郡 標津郡 白糠郡 野付郡 目梨郡
葬祭施行地域—釧路市 根室市 阿寒郡 厚岸郡 川上郡 釧路郡 標津郡(中標津町) 白糠郡 野付郡

帯広支社／帯広市 十勝管内全域 日高管内えりも町 様似町

旭川支社／冠婚施行地域—旭川市 名寄市 士別市 富良野市 空知郡(上富良野町・中富良野町・南富良野町)
上川郡(美瑛町・東神楽町・東川町・鷹栖町・比布町・当麻町・愛別町・上川町・和寒町・剣淵町・朝日町・風連町・下川町) 中川郡(美深町)

葬祭施行地域—旭川市 名寄市 士別市 富良野市 空知郡(上富良野町・中富良野町・南富良野町)
上川郡(美瑛町・東神楽町・東川町・鷹栖町・比布町・当麻町・愛別町・上川町・和寒町・剣淵町・朝日町・風連町・下川町) 中川郡(美深町)

滝川支社／冠婚施行地域—滝川市 砂川市 美唄市 歌志内市 芦別市 赤平市 深川市 留萌市 樺戸郡 雨竜郡 留萌郡 増毛郡 浜益郡 空知郡(奈井江町・上砂川町)

葬祭施行地域—滝川市 砂川市 美唄市 歌志内市 芦別市 赤平市 深川市 留萌市 留萌郡(小平町) 樺戸郡(新十津川町・浦臼町) 雨竜郡(秩父別町・北竜町・沼田町・雨竜町) 増毛郡(増毛町) 石狩市(浜益区) 空知郡(奈井江町・上砂川町)

札幌・東札幌支社／

札幌市 岩見沢市 江別市 三笠市 夕張市 石狩市 小樽市(錢函) 北広島市 恵庭市 石狩郡
樺戸郡(月形町) 空知郡(南幌町) 夕張郡(栗山町)

苫小牧・千歳支社／

1. 苫小牧市 千歳市 白老町 安平町早来 安平町追分 厚真町 むかわ町 日高町(富川地区)
夕張郡(長沼町・由仁町)
2. むかわ町穂別 平取町は冠婚施行のみいたします。

室蘭支社／室蘭市 登別市 伊達市

小樽支社／小樽市 余市郡 古平郡

第25条(お問合わせのご相談窓口)

1. この契約についてのお問合わせ・ご相談は次の場所で行っていますので、ご相談ください。

株式会社 ベルコ 管理室

住 所 大阪府池田市空港1-12-10 電話(06)6850-3336

又、契約金額完納の確認・残金一括・月掛金の支払い方法及び支払期間、住所変更等についてのお問合わせ・ご相談は次の場所で行っていますのでご相談ください。

株式会社 ベルコ 集金管理部

北見支社 北見市南仲町2-5-31

電話(0157)25-4312

釧路支社 釧路市白金町20-4

電話(0154)25-7341

旭川支社 旭川市神楽2条10丁目2-8

電話(0166)62-1200

札幌支社 札幌市白石区菊水6条3-3-22

電話(011)842-1200

東札幌支社 札幌市白石区菊水6条3-3-22

電話(011)824-8000

苫小牧支社 苫小牧市木場町1-1-2

電話(0144)32-4634

室蘭支社 室蘭市宮の森町3-16-62

電話(0143)43-8880

帯広支社 帯広市西18条南1-2

電話(0155)58-1200

滝川支社 滝川市大町4-7-38

電話(0125)22-4375

千歳支社 千歳市北信濃871-19

電話(0123)22-2841

小樽支社 小樽市花園4丁目8番1号

電話(0134)25-5100

2. ベルコの「各支社集金管理部」で納得のいく回答が得られない場合は下記「契約者相談室」までご連絡ください。

一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会 契約者相談室

住 所 東京都港区西新橋1丁目18番12号 COMS虎ノ門6階

フリーダイヤル 0120-034-820

第26条(個人情報の取得、利用に関すること)

ベルコは、本契約に基づく互助会契約に係る施行、月掛金の受領・管理、宣伝印刷物及び契約内容に関するご案内の送付等営業案内、冠婚及び葬祭に係る関連業務の利用目的を達成するためと入会登録事項等内容の確認業務のため、個人情報(加入者の氏名・住所・契約番号・契約コース名・金融機関振替口座・加入者の月掛金残高・年令・生年月日・電話番号・e-mailアドレス・施行利用状況・家族の氏名等)をあらかじめ文書により加入者の同意(確認書)を得て取得、利用します。また、保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規定の策定を行います。

第27条(第三者提供に関すること)

1. ベルコは、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。

但し、次の場合は除きます。

(1) 法令に基づく場合。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2. なお、次の場合において、個人情報の提供を受ける者は、個人情報の提供にあたりあらかじめ、本人の同意を得るべき第三者に該当しないものとします。

(1) 業務委託にともなう個人情報の委託(第26条に規定する利用目的の達成に必要な範囲に限る。)

(2) 合併等による事業の継承にともなう個人情報の提供(合併等後も合併等する前の利用目的の範囲内の利用に限る。)

(3) 個人情報を共同利用する場合(共同利用者の範囲、利用する情報の種類、利用目的、情報管理の責任者の名称等について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合に限る。)

第28条(宣伝印刷物の送付等営業案内の停止に関すること)

加入者は、宣伝印刷物の送付等営業案内の停止の申し出をすることができます。

停止のお申し出は、第30条に記載の(個人情報に関するお問合わせ)先までご連絡ください。

第29条(個人情報の開示、訂正、削除に関すること)

加入者は、ベルコに対して加入者自身の個人情報を開示するよう請求ができ、開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合には、当該情報の訂正又は削除の請求ができます。

開示・訂正・削除等のお申し出は、第30条に記載の(個人情報に関するお問合わせ)先までご連絡ください。

第30条(個人情報に関するお問合わせ)

宣伝印刷物の送付等営業案内の停止の申し出や個人情報の開示・訂正・削除等の加入者の個人情報に関するお問合せは、下記のベルコ総務部までお願いします。

株式会社 ベルコ 総務部 個人情報担当者

〒563-8555 大阪府池田市空港1丁目12番10号 TEL.06-6850-3336

消費税についての取り扱い

この契約約款に係る消費税は、10%で表示しています。

(1) 消費税は、役務を利用された時(施行時)にお預かりします。

(2) 手数料、早期利用費等が発生した場合は、その発生時にその時の消費税率でお預かりします。

なお、消費税率の変更など本取り扱いと法令とが異なることとなった場合には、法令が本取り扱いに優先して適用されますのでご了承ください。

附 則

払込方法が自動振替の場合、引落し前日までに残高ご確認のうえご用意願います。

なお、金融機関が休日の場合は翌営業日となります。

クーリング・オフについて

- 訪問販売で互助会の加入申込みをされた場合、又は契約をされた場合本書面を受け取られた日を含む8日間を経過するまでは、書面(ハガキ、封書など)により無条件で加入申込みの撤回又は契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」という。)ができる、その効力は当該書面をベルコの「お問合わせのご相談窓口」(第25条参照)あてに発信した日(郵便消印日付など)から発生します。
なお、クーリング・オフの通知に要する費用については、加入申込者又は加入者の負担となります。
- クーリング・オフを行った場合は、
 - ①クーリング・オフにともなう損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。
 - ②すでに予約金等をお支払いいただいている場合には、速やかにその全額を返還いたします。
この場合返還に要する費用はベルコが負担します。
 - ③互助会契約に基づきすでに役務サービス等の提供を受けた場合、当該役務サービス等の対価その他の金銭の支払義務はありません。
- なお、ご葬儀の施行に係る役務サービスの提供を受けた場合特定商取引に関する法律第26条第4項第2号(特定商取引に関する法律施行令第6条の3第4号)によりクーリング・オフを行うことはできませんので、予めご了承ください。
- 上記のクーリング・オフの行使を妨げるためにベルコが不実のことを告げたことにより誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、ベルコから交付するクーリング・オフ妨害の解消のための書面を受け取られた日を含む8日間を経過するまでは書面によりクーリング・オフを行うことができます。

別表1 男子冠婚の部《新郎さま》

項目	役務内容及び附帯明細	PMコース 1口利用
新郎貸衣裳	A 紋服一式(着物(黒又は紺)・羽織・袴・長襦袢・角帯・ひも・白扇・草履)	192,000円コース PMコース
	B モーニング一式(上着・ズボン・黒靴・Yシャツ・ネクタイ・白手袋・カフスボタン・サスペンダー・ハンカチ)	(A,Bのいずれか) 1点
	C タキシード一式(上着・ズボン・白靴又は黒靴・Yシャツ・ネクタイ・白手袋・カフスボタン・サスペンダー・ハンカチ)	PMコース ○
新郎着付	指定式場における挙式当日の新郎着付	○
挙式料	ベルクラシックグループにおける挙式料	神前式のみ
記念写真	新郎、新婦挙式姿写し(六ツ切カラー台紙付2枚)	○
	新郎、新婦お色直し姿写し(六ツ切カラー台紙付2枚)	3ポーズまで
	ご家族、ご親族集合写し(六ツ切カラー台紙付2枚)	
親族用貸衣裳	A 留袖一式 B モーニング一式	A,Bの内2点
結納飾り	結納7点セット(目録書、長熨斗、帶料包、末広、寿留女、子生婦、友白髪)風呂敷、献上台付	○
記念品	A 印鑑 B 結婚指輪(1本、日付、イニシャル入)	A,Bの内いずれか1点
控室	ベルクラシックグループにおける控室	○
着付室	ベルクラシックグループにおける着付室	○
もしくはチャペルプラン(ベルクラシックグループチャペル会場)		
チャペル挙式	(牧師、聖歌隊、オルガン奏者、装花)	○
新郎貸衣裳	タキシード一式(上着・ズボン・白靴又は黒靴・Yシャツ・ネクタイ・白手袋・カフスボタン・サスペンダー・ハンカチ)	PMコース
親族用貸衣裳	A 留袖一式 B モーニング一式	A,Bの内2点

※各契約の役務内容を上廻る物品又は設備等をご希望の場合はご相談の上、契約外費用として、別途ご注文承ります。

※ご親族様の留袖着付料は別途いただきます。

別表2 女子冠婚の部《新婦さま》

項目	役務内容及び附帯明細	PMコース 1口利用
新婦貸衣裳	A 打掛一式(打掛け、掛け下帯、長襦袢、帯〆、抱帯、ハコセコ、懐剣、白扇子、 帯揚、前板、マクラ、草履)	PMコース (A,Bの内 いずれか1点)
	B ウェディングドレス一式(ドレス、ペチコート、手袋、ネックレス、イヤリング、ヘア飾り、白靴)	
	C 振袖一式(振袖、丸帯、帯〆、抱帯、ハコセコ、扇子、色帯揚)	PMコース
	D ウェディングドレス一式(ドレス、ペチコート、手袋、ネックレス、イヤリング、ヘア飾り、白靴)	(C,D,Eの内 いずれか2点)
	E お色直しドレス一式(ドレス、ペチコート、手袋、ネックレス、イヤリング、ヘア飾り、白靴)	
お支度	指定式場における挙式当日の指定美容師による美容、着付	○
	かつら一式(文金高島田…髪飾り付)	○
	お色直し(2回)	○
親族用貸衣裳	A 留袖一式 B モーニング一式	A,Bの内2点
肌着セット	肌着セット(裾除け、ガーゼ肌着、足袋、洋装用ストッキング)	○
控室	ベルクラシックグループにおける控室	○
着付室	ベルクラシックグループにおける着付室	○
持込み	指定式場以外の式場への花嫁衣裳持込料は上限2万円迄充当 (但し、ベルコ施行区域内に限る)	○
契約内容に含まれないもの	●挙式当日前の記念写真を撮る際の衣裳、美容、着付 ●文金高島田以外のかつら ●特殊髪飾り ●附帯品以外の洋装用身具 ●洋装用ブーケ	有料にて 承ります

※各契約の役務内容を上廻る物品又は設備等をご希望の場合はご相談の上、契約外費用として、別途ご注文承ります。

※ご親族様の留袖着付料は別途いただきます。

別表3 葬祭の部

項目	役務内容及び附帯明細	PMコース 1口利用 192,000円コース
寝台車	営業地域内の病院より自宅迄(24時間営業)※但し、各支社内かつ50km以内に限る	○
仏衣	白仏衣	○
枕飾りセット	枕四花、リンセット、ローソク立、ローソク、線香、香炭、香炉、スダレ、自宅飾り、受付事務用品セット	○
御棺	白木御棺、骨箱、骨ガメ、風呂敷、骨覆い、位牌、棺掛の貸し出し	○
祭壇	白木又は洋風オリジナル袖付祭壇(9尺4段)	当社指定斎場
造園	造園飾り	○
式場飾り	後幕、前幕など貸し出し及び飾り付け	○
音響設備	音響設備	○
式場設備	看板、役員名簿、金庫、手洗桶、喪章などの貸し出し 式場後飾り祭壇	○
自宅祭壇	当社指定後飾祭壇	○
契約内容に含まれないもの	エコドライ又はドライアイス、防水シーツ、湯灌料、御靈供膳、祭壇生花、式場用ローソク、祭壇用供物、盛菓子、生花、灯籠、式服(喪服)、弁当、忌中引料理、飲物、引物、香典返し、会葬礼状、額写真、集合写真、貸ストーブ、貸テント、貸寝具、ゴザ、スリッパ、線香、香炭、死亡広告、靈柩車、バス	有料にて承ります

(注)次のような場合がありますので予めご了承ください。

- ・各飾付物品の名称(呼称)は、2019年10月1日現在のものを使用していますが、後日商品区分の変更等により、名称(呼称)を変更する場合があります。
 - ・施行場所の広さ、状況等により表示した飾付物品で装飾できない場合は、他の代替品で装飾する場合があります。
 - ・表示した際又は飾付物品が製造中止等により、表示物品が御奉仕できなくなった場合は、その表示物品の評価額を下廻らない飾付物品にて代替御奉仕させていただく場合があります。
- ※各契約の役務内容を上廻る物品又は設備等をご希望の場合はご相談のうえ契約外費用として別途ご注文承ります。

契約内容に含まれないものは有料にて承ります。

契約内容に含まれないもの 式場使用料、お車関係、生花(檜)類、粗供養、料理、御布施など前記別表にないもの

別掲 (割増施行レンタルサービス)

PMコース	冠婚男子	冠婚女子	葬祭
一年目	留袖又は礼服で 11,520円迄充当	留袖又は礼服で 11,520円迄充当	後飾り又は御棺で 11,520円迄充当
二年目	留袖又は礼服で 23,040円迄充当	留袖又は礼服で 23,040円迄充当	後飾り又は御棺で 23,040円迄充当
三年目	留袖又は礼服で 34,560円迄充当	留袖又は礼服で 34,560円迄充当	後飾り又は御棺で 34,560円迄充当
四年目以降	提供なし	提供なし	提供なし

PMコース返戻金表の「返戻金額早見表」

※なお、印刷間違いなどにより、第18条に記載の「PMコース返戻金表」と、この「返戻金額早見表」の返戻金額が異なった場合には、第18条に記載の「PMコース返戻金表」が、この「返戻金額早見表」の返戻金額に優先して適用されますのでご了承ください。

(単位／円)

(3,000 円 ×64 回=192,000 円)					
回数	返戻金	回数	返戻金	回数	返戻金
1	0	31	80,750	61	168,500
2	0	32	83,675	62	171,425
3	0	33	86,600	63	174,350
4	1,775	34	89,525	64	177,275
5	4,700	35	92,450		
6	7,625	36	95,375		
7	10,550	37	98,300		
8	13,475	38	101,225		
9	16,400	39	104,150		
10	19,325	40	107,075		
11	22,250	41	110,000		
12	25,175	42	112,925		
13	28,100	43	115,850		
14	31,025	44	118,775		
15	33,950	45	121,700		
16	36,875	46	124,625		
17	39,800	47	127,550		
18	42,725	48	130,475		
19	45,650	49	133,400		
20	48,575	50	136,325		
21	51,500	51	139,250		
22	54,425	52	142,175		
23	57,350	53	145,100		
24	60,275	54	148,025		
25	63,200	55	150,950		
26	66,125	56	153,875		
27	69,050	57	156,800		
28	71,975	58	159,725		
29	74,900	59	162,650		
30	77,825	60	165,575		

各支社・各施行施設は2019年10月現在です。ご了承くださいませ。

⑯ この印刷物は一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
の監修済みです。 (監修番号 5-04105)

5006